

看護師の特定行為研修制度について

○未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

○特定行為研修とは

特定行為研修を受けた看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によってタイムリーに特定行為を実施できるようになります。特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としています。

（厚生労働省作成リーフレットより）

福島県では、特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修修了者の養成を推進します。

（平成29年度実施予定）

～特定行為研修参加支援事業～

○補助対象 看護師の特定行為研修に職員を派遣する施設

○対象経費 受講に係る経費（受講料、旅費及び宿泊料）

○補助率 補助基準額（500千円）の10/10以内

内訳：受講料415千円（上限）、旅費及び宿泊料85千円（上限）



○福島県の特定行為研修実施状況

No	指定研修機関	No	指定研修機関	指定日
1	公益財団法人 星総合病院	430	1区分 創傷管理関連	2016/2/10
2	医療法人平心会 須賀川病院	114	3区分 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	2016/8/4
3	公立大学法人 福島県立医科大学	778	18区分 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 胸腔ドレーン管理関連 腹腔ドレーン管理関連 ろう孔管理関連 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理） 関連 創傷管理関連 創部ドレーン管理関連 動脈血液ガス分析関連 透析管理関連 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 感染に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 術後疼痛管理関連 循環動態に係る薬剤投与関連 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 ※循環器関連、心嚢ドレーン管理関連、栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連以外	2017/2/27